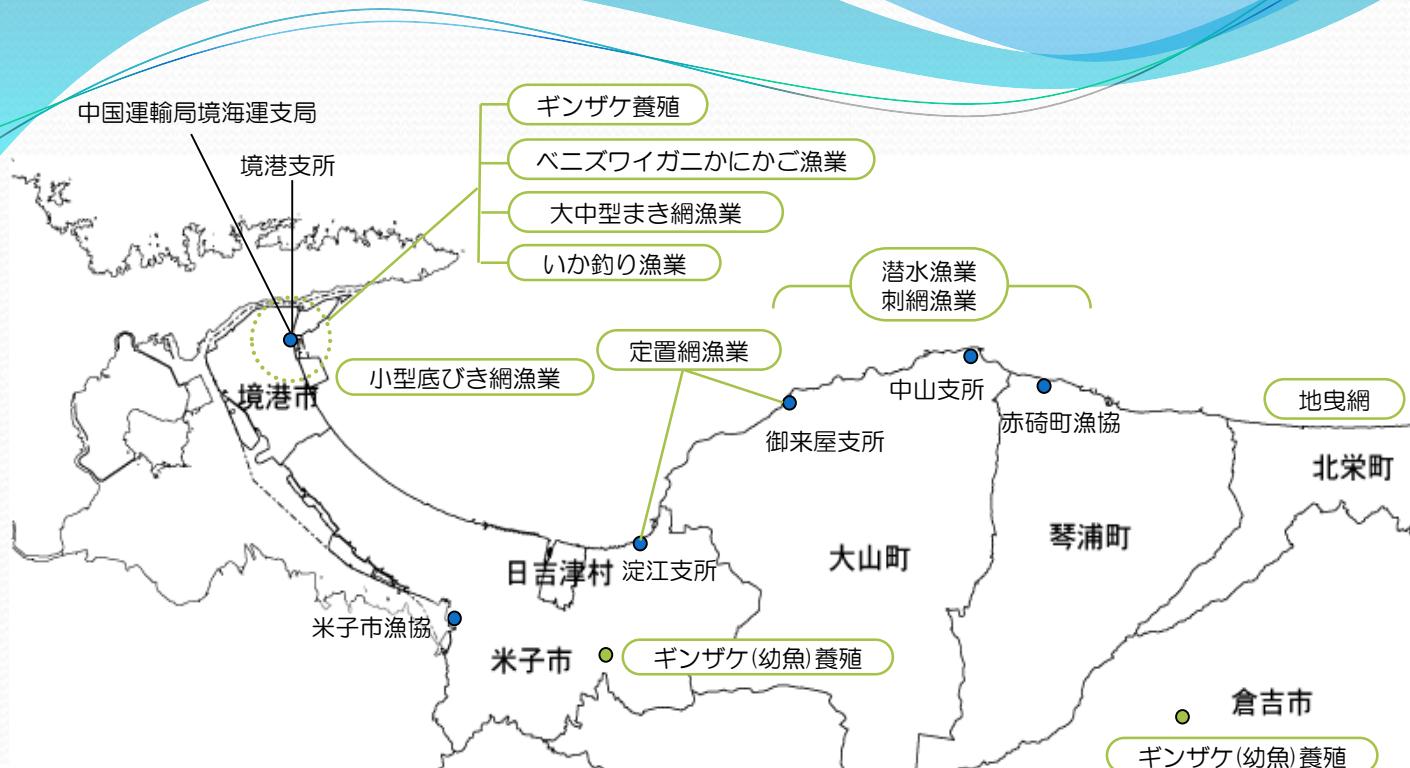


鳥取県で漁業をはじめる方へ

鳥取県の漁業 ガイドブック



主な漁業根拠地と沿岸漁場概略図



鳥取県の漁業概要

本県の海岸線の長さは129kmあり、東部、西部の一部で天然礁が見られる岩礁域があるものの、ほとんどが凹凸の少ない単調な砂質海岸である。

このため、沿岸漁業では、県等が人工的に造成した魚礁や天然礁の周りでハマチ、タイ等を漁獲する「刺網漁業」、サワラ、ヒラメ等を漁獲する「一本釣漁業」、スルメイカ、白いか（ケンサキイカ）を漁獲する「いか釣り漁業」、ヒラメ、カレイ等を漁獲する「小型機船底びき網漁業」などが各地で行われている。

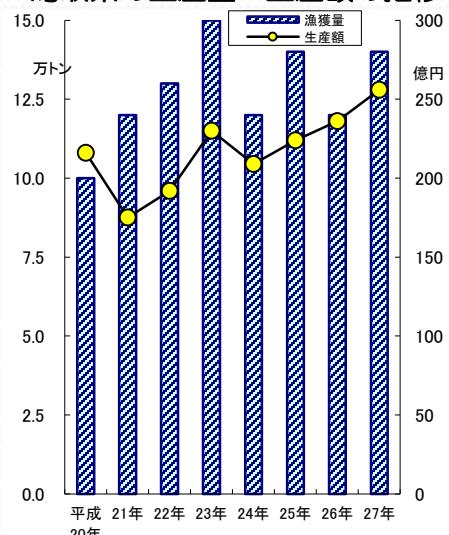
また、漁業権漁業である採貝採藻漁業広く沿岸部で行われており、夏の味覚として本県特産物となっているイワガキやサザエ、ワカメ等が漁獲されている。

沿岸漁業の大部分は船主一人若しくはその家族が乗船して操業している。乗組員を雇って操業しているものには、「定置網漁業」があり浦富、夏泊、御来屋、淀江で営まれている。

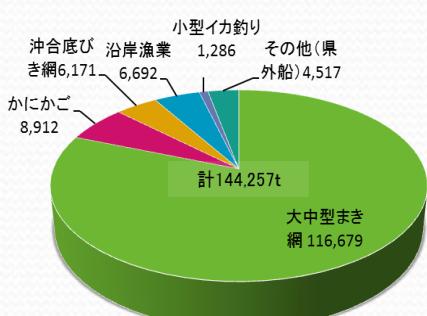
一方、沖合漁業は、県東部の岩美町、鳥取市において、冬の山陰の味覚の1つである松葉がに（ズワイガニ）、アカガレイ等を漁獲する「沖合底びき網漁業」、西部の境港を拠点とし、本県の水揚量の約7割近くを占めるイワシ、アジ、サバ等を対象とした「大中型まき網漁業」及び全国1位のベニズワイガニの水揚量を誇る「かにかご漁業」やスルメイカを漁獲する「いか釣り漁業」等が行われている。沖合漁業は、漁船員を雇って操業している。

養殖漁業については、適した入り江がほとんどないというえ、時化が多いこともあり、美保湾でのギンザケ、ハマチ、サバ養殖や県内の数箇所の港の中でワカメ養殖、ヒラメの陸上養殖が見られる程度である。そのため、サザエ、アワビ、キジハタ、ヒラメ、ワカメ等の栽培漁業に力を入れ、資源管理型漁業の手法も取り入れて持続的かつ安定的な生産を図っている。

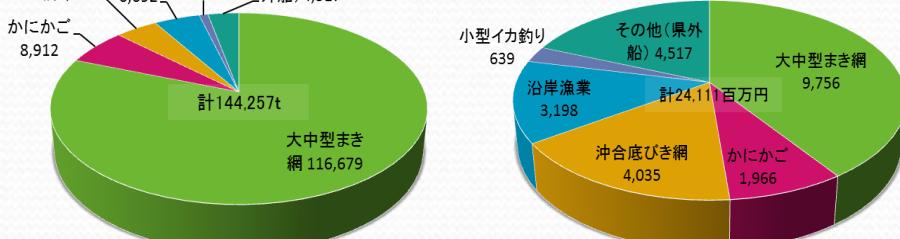
鳥取県の生産量・生産額の推移



平成25年漁業種類別生産量



平成25年漁業種類別生産額





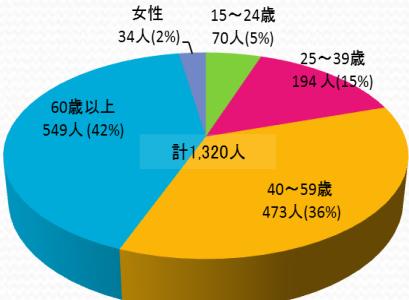
鳥取県の漁業就業状況

本県の漁業就業者数は下図のとおり減少傾向にあり、平成6年に2000人を割ってから毎年平均して50人ずつ減少しています。

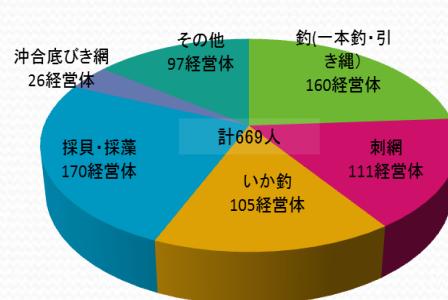
男性漁業就業者の年齢構成を見ると、40～59歳の割合が36%、60歳以上の割合が42%で、全体の78%を占めており、高齢化傾向が進んでいます。

このような状況の中、各漁協では新規就業者の確保に力を入れています。行政も就業希望者の受入から着業まで円滑に行われるよう研修事業等の支援を行っています。

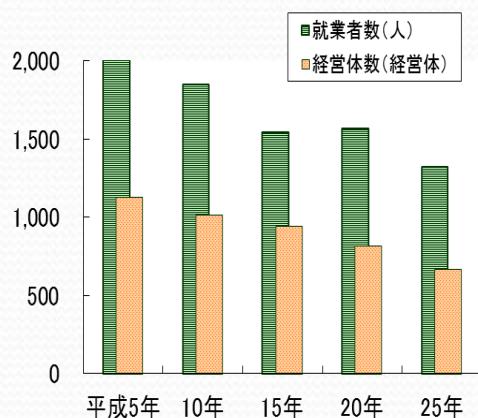
平成25年 年齢階層別就業者数



平成25年漁業種類別経営体数



漁業就業者・経営体数の推移



鳥取県で獲れる水産物

魚 沖合底びき網漁業で獲れる水産物



魚 まき網漁業で獲れる水産物



魚 沿岸漁業で獲れる水産物



四季に応じて様々な魚種が鳥取県では獲れます！

知っておきたい漁業に関する言葉



漁業を営む際に許可される権利のこと。養殖業、アワビやサザエ等の採捕・刺網・小型定置網等を行う場合、知事より漁業権を免許してもらう必要がある。また、漁業権の他に、底びき網漁業・まき網漁業等、特定の漁業種類においては、農林水産大臣または知事による許可が必要な許可漁業もある。

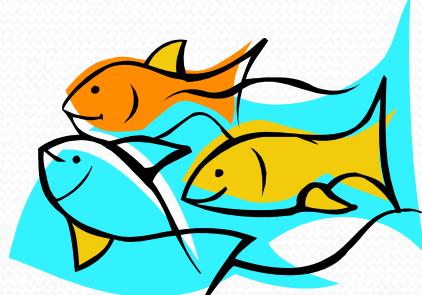
沿岸漁業の場合、同じ海域で複数の漁業者が漁をすることになる。漁業資源は有限なので、無秩序に漁をしないために、同じ場所で漁をする人々が団体をつくり、漁期や漁の方法などに一定の規則を設定している。これが漁業協同組合になる。他にも魚市場の運営や事業資金等の貸付、エサや網の販売等も行っている。

漁業権が必要な漁業のうち、アワビやサザエ等の採捕・刺網・小型定置網等の漁業を行う場合、漁業権は漁協に免許されるため、地域の漁協の正組合員になる必要がある。正組合員になるには、組合の所属する地域内に住み、年間90日～120日以上の漁業実績を積んだのち、理事会の承認が必要となる。

漁師になる上で必要な資格

沿岸漁業で必要な資格

- ★ 一級小型船舶操縦士
20トン未満の船舶操縦する
- ★ 第二級海上特殊無線技士
船舶局の無線設備の国内通信の操作や他の船舶と通信する



沖合底曳網漁業で必要な資格

- ・ 船長
 - ★ 六級海技士以上
甲板部または機関部の当直を行なう
 - ★ 第二級海上特殊無線技士
無線設備を使用するときに、電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作する
- ・ 機関長及び一等機関士
 - ★ 五級海技士（機関）以上
甲板部または機関部の当直を行なう
- ・ 通信士
 - ★ 第四級海上無線通信士
無線設備を使用するときに、電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作する

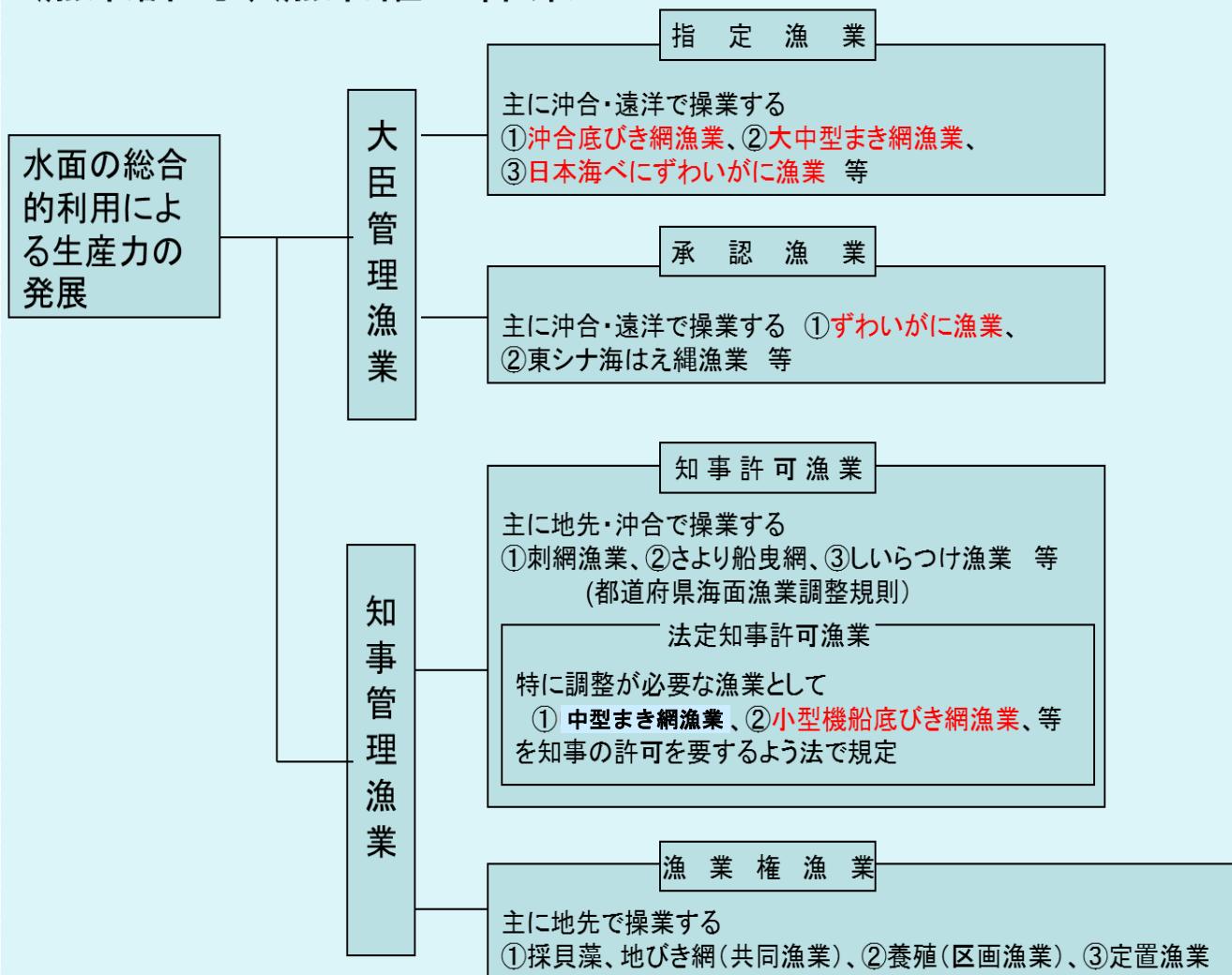
漁業のルール

水産資源を守り、漁業秩序を維持するための規制は、漁業法、水産資源保護法、都道府県漁業調整規則等で定められています。これらの規則の違反に対した場合、罰則もあります。

また、漁業地区または漁業種類ごとに、一斉休漁日などの漁業者による自主規制措置が講じられている場合もあります。

これらの公的規制及び自主規制をしっかりと守ることが、漁業を続けていく上で大切です。

漁業許可、漁業権の体系



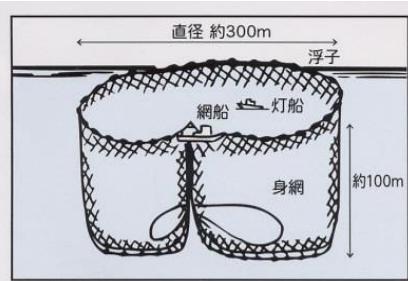
- 刺網漁業や小型底びき網漁業など、漁業種類によっては、操業に際し、漁業許可証が必要な場合があります。
- 採貝藻漁業を営む場合は、各組合（支所毎に）操業できる範囲や期間等が定められています。
- 不明な点については、県水産課または所属する漁業協同組合にお問い合わせ下さい。

主な漁業種類

沖合漁業

大中型まき網漁業

日本海最大の水揚基地「境港」を基地にし、広域回遊するアジ、サバ、イワシなどの浮き魚大きな網で巻いて獲る漁業。



漁法図
※投網～魚の取り込み～網を巻き取るまでの時間
約2時間30分

漁期	周年
主な使用漁船	135トン(網船)
1船団の構成	約5隻 網船:1隻 灯船:1隻 探索船:1隻 運搬船:2隻
乗組員	1船団 50～55名 網船 20～25名 灯船・探索船 6名/隻 運搬船 10名/隻
対象魚種	アジ、サバ、イワシ類、ブリ類 マグロ(夏期)

一言アドバイス

新人であっても船上で先輩船員と区別はほとんどありません。船団操業では船により仕事の内容が異なるため、新人はある程度の期間を経て適材適所へ配置されます。

まき網は沖合漁業ですが、網船以外は沖泊まりすることはあまりなく、昼間は陸で休息を取れるため、そんなに過酷な労働条件ではありません。できるだけ早く船酔いを克服することが一人前の船員になる第一条件です。

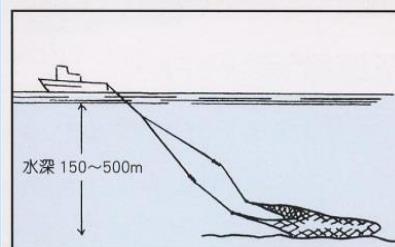


沖合漁業

沖合底びき網漁業

県東部（網代・賀露）と境港を基地にし、袋状の網で海底を引っ張り鳥取県の冬の味覚である松葉がに（ズワイガニ）、ハタハタ、カレイ類などを獲る漁業。漁獲対象となる魚介類は生息水深が異なるため、時期により魚を選びながら操業する。

値段の良い魚を対象にするため、漁獲量に比べ水揚金額は高い。



漁法図
※投網～揚網の時間
約1時間30分～
2時間

漁期	9月～5月
主な使用漁船	85～95トン
乗組員	約8～10名
1航海日数	2～5日
対象魚種	ハタハタ、カレイ類、松葉がに（ズワイガニ）、エビ類

一言アドバイス

新人であっても船上で先輩船員との区別はほとんどありません。1日4食の炊事は主に新人船員の仕事で、休息時間が少なくなりますが、その分料理の腕は確実に上がります。

沖合底びき網は、1年経っても半年前、3年で一人前、5年でやっと全てを任せることができると言われるほど仕事を覚えるのに時間がかかりますが、とてもやりがいのある漁業です。新人が最初に心がけることは、出航時間に遅れないことです。

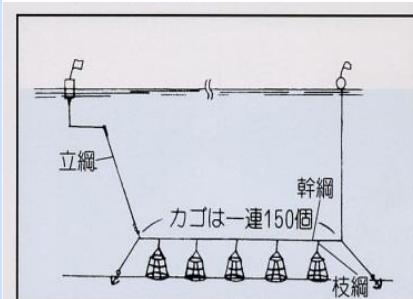


主な漁業種類

沖合漁業

かにかご漁業

餌の入ったかごを水深800～2,000mの日本海に2昼夜設置し、ベニズワイガニを漁獲する漁業。基地としている境港は全国1位の水揚があり、その背後地ではベニズワイの加工場が発展している。地域経済に重要な魚種であり、今後も安定的な漁獲をするため資源回復計画を策定している。



漁法図
※一連の揚かごに
要する時間
約3時間30分

漁期	9月～6月
主な使用漁船	137～159トン
乗組員	10～11名
1航海日数	7～10日

一言アドバイス



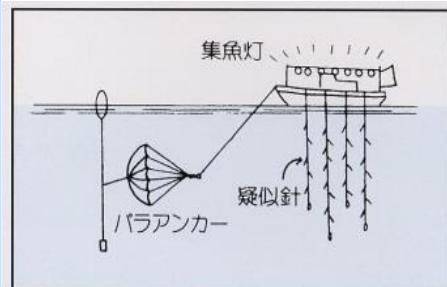
かにかご漁業は1日3回の投網、揚網を繰り返します。その間が船員の休息時間となり7時間程度は睡眠がとれます。

新人の主な仕事は、かご網の積み込みですが、皿洗い等の料理番の手伝いも行います。新人が一人前になるには1漁期（9月～6月）は必要です。

沖合・沿岸漁業

いか釣り漁業

夜中に集魚灯でイカを集め、擬餌針で釣り上げる漁業。沿岸で日帰り操業する10トン未満の漁船とイカの回遊に合わせ日本海各地で操業する19トン型漁船がある。県内では、県東部と境港で盛んである。



漁法図
(19トン型船)

漁期	周年	
主な使用漁船	3～10トン(沿岸)	19トン
乗組員	1～2名	3～4名

一言アドバイス



やる気とまじめさが良い船員の必須条件です。いか釣漁業は概ね夜間操業に限定され、年間操業日数も他の漁業に比べ多いことから、過酷な仕事といったイメージがあると思いますが、何日も沖泊まりすることもそれほど多くはなく、イメージほど厳しい漁業ではありません。

船員の仕事はイカの箱詰めと炊事が主であり、船上作業に慣れるのも他の漁業ほどは時間がかかりません。

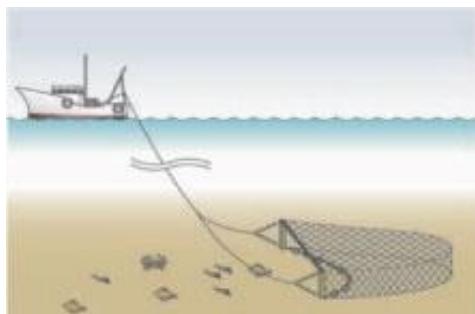
主な漁業種類

沿岸漁業

小型機船底びき網漁業

海底にいる多様な魚介類を漁獲する漁業。資源管理のため、袋網の網目を拡大し小型魚の混獲を防ぐ等の取組みが各浜で推進されている。一人操業が多く、ほとんどが夜間操業である。

漁法図



漁期	5月～2月(県西部) 6月～3月(県東部)
----	--------------------------

主な使用漁船	4.9トン
--------	-------

対象魚種	ヒラメ、カレイ類、タイ類、エビ類、貝類
------	---------------------

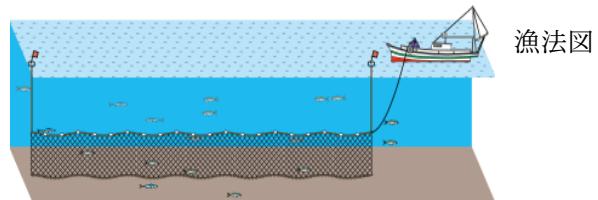
沿岸漁業

刺網漁業

魚道を遮り魚を網目に刺させたり、絡ませて漁獲する漁業。刺網の許可は大きく分けて「こぎ刺網」「まき刺網」「固定式刺網」の3種類があり、複数の許可を組み合わせて年間の操業を行っている。

漁獲対象魚のサイズに合わせて使用する網が異なるため多くの網が必要になる。ほとんどが夜間操業であるが、トビウオなど昼間操業もある。

漁法図



漁期	周年
----	----

主な使用漁船	3～10トン
--------	--------

対象魚種	ブリ類、アジ、タイ類、トビウオ等
------	------------------

一言アドバイス



まずは人の真似から始めますが、人並みにやっていては水揚上位にはなれません。一つの仕事をマスターするには根気と体力が必要ですが、なんにでも貪欲に吸収する積極性、他地区にでも行き勉強するなどの熱意があれば経験期間に関係なく独り立ちが可能です。

操船、操業に集中していれば、そんなに船酔いするものではありません。

鳥取県の新たな養殖業

陸上養殖の推進



鳥取県の陸上養殖とは

本県は、海水が浸透しやすい砂浜海岸が多く、沿岸で井戸海水を取水しやすいという地の利を活かした陸上養殖推進しています。「海水井戸を用いた陸上養殖」は、陸上で産卵させた人工種苗を用いること、さらに清純な海水井戸で出荷まで飼育することから、種苗の確保や天然海域の影がなく、さらに食の安全も確保できることから養殖生産者だけでなく消費者にも安心できる養殖手法です。市場ニーズの高いマサバの井戸海水での飼育結果は成長、生残率とも良好で、鳥取県の代表的な養殖魚種となるよう期待されています。



マサバ



マサバの刺身

境港沖の美保湾でのギンザケ養殖



美保湾のギンザケ養殖とは

東日本大震災で宮城県のギンザケ養殖基盤を失った大手水産企業グループが、平成23年12月に美保湾で養殖を再開し、2年間の試験養殖を経て、県内で事業を本格化させました。鳥取の山と海で育てられたギンザケは、水温が高いため宮城県より成長が早く、日本海の荒波に揉まれて、身が引き締まり味がよいと評判です。「境港サーモン」と名付けられ新しい名産品が誕生しました。



ギンザケ



境港サーモンの刺身

漁業就業希望者に対する支援制度

漁業をやりたい

自分の漁船を所有して操業したい

独立型研修

【支援内容】

独立操業を目指すための漁業者によるマンツーマン指導による研修の実施を支援します。

【研修期間】 最長3年

【研修生の要件】 漁業未経験者

【支援内容】

研修生を受入れする漁業協同組合に次の経費を上限に補助をします。

- 研修手当 156,900円/月
※令和2年11月時点の額
- 研修用具費 500,000円 / 3年最大
- 技術習得費 210,000円
- 住居・通勤手当 33,000円/月
など

漁船乗組員等として働きたい

雇用型研修

【支援内容】

漁業経営体等に漁船員等として雇用し、漁労作業等のOJT研修の実施を支援します。

【研修期間】 最長1年

【研修生の要件】 漁業未経験者

【支援内容】

研修生を受入れする漁業経営体等に次の経費を上限に補助をします。

- 研修手当 沖合190,100円/月
沿岸156,900円/月
※令和2年11月時点の額
- 研修用具費 30,000円
- 住居・通勤手当 33,000円/月
など

漁業経営開始円滑化事業

独立操業を開始するために必要となる漁船・機器・漁具を漁協が整備し、新規就業漁業者にリースする場合、漁船等整備費に補助します。

【支援内容】

リース漁船等の整備費用（最大3,000万円（漁船、漁具）のうち、県が1/2、市町村が1/6を補助します。

*漁船等使用者は、補助の残額をリース料として漁協に支払います。

※リース料の支払期間は5年～15年の範囲で設定されます。



漁業者として独立就業

乗組員等として継続就業

漁業就業関係のお問合せ先

パンフレット、漁業研修事業等に関するお問い合わせは…

鳥取県漁業就業者確保育成センター（鳥取県農林水産部水産振興局水産課）

〒680-8570 鳥取市東町1-220

T E L (0857) 26-7313 F A X (0857) 26-8131

E-mail suisan@pref.tottori.jp

U R L <http://www.pref.tottori.jp/suisan/>

鳥取県への移住・定住に関するお問い合わせは…

鳥取県移住定住サポートセンター（公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構）

〒680-0846 鳥取市扇町115-1 鳥取駅前第一生命ビル1階

T E L (0120) 841-558 or (0857) 50-0137

沖合漁業に従事したいと思ったら…

中国運輸局境海運支局

〒684-0034 境港市昭和町9-1

T E L (0859) 42-2169 F A X (0859) 42-2160

全国の漁業求人情報に関するお問い合わせは…

沖合・遠洋漁業就業者確保育成センター

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル8階 (社) 大日本水産会内

T E L (03) 3585-6682 F A X (03) 3582-2337

U R L <http://www.fishworld.or.jp/fisherman/ryoushi/>

沿岸漁業就業者確保育成センター

〒101-8503 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル全国漁業協同連合会内

T E L (03) 3294-9613 F A X (03) 3295-2407

U R L <http://www.zengyoren.or.jp/syugyo/index.html>

